

## 事前評価調書

I 事業概要			
事業名	治山事業（予防治山事業）		
地区名	北設楽郡東栄町振草字下粟代大屋路他		
事業箇所	北設楽郡東栄町振草字下粟代大屋路他		
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹を保全し、山地災害を防止する。		
事業目標	【達成（主要）目標】 落石防護壁2基、転石整理工17個を設置し、荒廃山腹の保全を図る。		
事業費	事業費		
	内訳		
	43百万円 ■工事費 43百万円、□用補費 百万円、□その他 百万円		
事業期間	採択予定年度 平成25年度 着工予定年度 平成26年度 完成予定年度 平成26年度		
事業内容	落石防護壁2基、転石整理工17個を設置する。		
II 評価			
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、山腹の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いいため、治山事業の実施が必要である。	
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。
		【理由】	山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。
②事業の実効性	1) 事業計画	平成26年度に工事を43百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成26年度で、総事業費は43百万円の予定である。	
	2) 地元の合意形成	合意済み	
	判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
【理由】		地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。	
III 対応方針			
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容			
■対象（事業完了後5年目） □対象外			
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】			
【主な評価内容】			